



ファイナンス補足説明資料

2026年10月30日

本資料に関するご説明

本資料は2026年10月30日に開示いたしました、「第三者割当による第5回、第6回及び第7回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」に記載する、EVO FUNDを割当予定先とする第5回及び第6回新株予約権、アストリス・ファイナンシャル・アドバイザー合同会社を割当予定先とする第7回新株予約権、同日に開示いたしました、「新株予約権（非上場）の無償割当てに関するお知らせ」に記載する、当社以外の全株主を対象とした第8回新株予約権（非上場）に関する補足説明資料となります。

本資料は投資家の皆様への情報提供を目的としたものであり、日本国内外におけるいかなる証券の募集又は購入その他の勧誘を目的としたものでもありません。

正式名称	本資料における呼称
アストリス・ファイナンシャル・アドバイザー合同会社	アストリス
株式会社Kaihou	Kaihou社
第三者割当による第5回新株予約権	第5回新株予約権
第三者割当による第6回新株予約権	第6回新株予約権
第三者割当による第7回新株予約権	第7回新株予約権
第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権の総称	本新株予約権
EVO FUNDを割当予定先とする第5回及び第6回新株予約権の発行	EVO FUNDに対する第三者割当
アストリスを割当予定先とする第7回新株予約権の発行	アストリスに対する第三者割当
EVO FUND及びアストリスの総称	割当予定先
EVO FUNDに対する第三者割当及びアストリスに対する第三者割当の総称	本第三者割当
本第三者割当におけるターゲット・イシュー・プログラムのスキーム	本スキーム
当社以外の全株主を対象として割り当てられる第8回新株予約権	第8回新株予約権
第8回新株予約権の無償割当て	本新株予約権無償割当て
本第三者割当及び本新株予約権無償割当ての総称	本資金調達
同日開示資料『第三者割当による第5回、第6回及び第7回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ』	第三者割当に関する開示資料
同日開示資料『新株予約権（非上場）の無償割当てに関するお知らせ』	無償割当てに関する開示資料
同日開示資料『株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てに関するご説明（Q & A）』	Q&A資料

本資金調達を通じて最大で約207.5億円を調達し、当社の新規事業であるバリュー投資事業において国内上場株式を中心とした有価証券への投資資金として活用

本資金調達の概要				
回号	割当先	調達額	行使価額	希薄化率
ターゲット・イシュー・プログラム				
第5回 新株予約権	EVO FUND	24.0億円	1,200円	8.9%
第6回 新株予約権	EVO FUND	28.0億円	1,400円	8.9%
第7回 新株予約権	アストリス	25.5億円	1,700円	6.7%
新株予約権（非上場）の無償割当て				
第8回 新株予約権	当社以外の 全株主	最大 約130億円	580円	最大 96.9%
全ての新株予約権が行使された場合の合計調達額 約207.5億円				

調達資金のバリュー投資事業への活用

当社新規事業としてのバリュー投資事業

✓ 最適な資金調達
方法の選定

✓ 市場からの高い
評価の獲得





✓ Kaihou社との連携
と確かな銘柄選定

✓ 建設的な対話等を通じた企業価値向上

合理的かつ戦略的な
資金調達

ディープバリュー株
の発掘と投資

保有資産規模及びストック収益の継続的拡大

2030年3月期における目標※1

時価投資残高
4,200億円

年間のインカム収益※2
120億円

※1 これらの目標は今後の資金調達の実施状況、投資先企業の業績及び株式市場の動向を前提とした中長期的な目標であり、達成を保証するものではありません ※2 配当金から得られる収益など、継続的に計上されるストック売上高に相当 © 2026 EARTH Group Co.,Ltd.

本資金調達に関するご説明

当社以外の全株主を対象とした第8回新株予約権（非上場）及びEVO FUND、アストリスの2社を割当予定先とする第5～7回新株予約権を発行し、割り当てます。新株予約権が行使されることによる資金調達額は最大で約207.5億円となる見込みです。

	ターゲット・イシュー・プログラム			新株予約権（非上場）の無償割当て
	トランシェ1	トランシェ2	トランシェ3	
回号	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
割当方法	第三者割当			会社法第277条に規定される新株予約権無償割当て（非上場）
割当予定先	EVO FUND	EVO FUND	アストリス	全株主（自社保有分を除く）※1
行使価額	1,200円	1,400円	1,700円	580円
潜在株式数	2,000,000株	2,000,000株	1,500,000株	22,424,494株※2
希薄化率	8.9%	8.9%	6.7%	最大96.9%
想定調達額	24.0億円	28.0億円	25.5億円	最大 約130億円※2
行使期間	2026/11/19～2028/11/20（2年間） ※第8回新株予約権の一般投資家権利行使期間及び2026/12/29・30は行使不可			一般投資家：2027/1/25～2/26 取得後譲渡先：2027/3/1～3/26
その他の重要な条件	<ul style="list-style-type: none">強制行使条項：行使価額の101%以上の売買高の10%以上を行使（トランシェ1・2）行使停止指定条項：払込期日から1ヶ月経過後、当社の通知により何度でも指定可能取得条項：払込期日から1ヶ月経過後、2週間以上前の通知により払込金額で取得可能EVOについて、スワップ等を用いない保有の透明性の確保、取引記録の共有第8回新株予約権の一般投資家権利行使期間中の行使および空売りの禁止			<ul style="list-style-type: none">2027/3/1に残存する新株予約権の全部を当社が無償取得。当社取締役会が承認する特定の投資家（取得後譲渡先）に適正な譲渡対価で譲渡することがある上場の予定はなく、譲渡には当社取締役会の承認を要する

※1 EVO FUND、アストリスの2社は第8回新株予約権を行使しないことに合意しております。
※2 第8回新株予約権の数値は、2026年9月30日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込みの数です。

調達資金は新規事業として取り組むバリュー投資事業を継続的かつ機動的に展開するために必要な投資資金として活用します。
(詳細は2026年10月30日「バリュー投資事業の開始のお知らせ」をご参照下さい)

株式資産への振り分け



合理的かつ戦略的な
資金調達



ディープバリュー株
の発掘と投資

市場評価へのフィードバック

- 企業価値を最大化する調達手法を選定
- 構造的に α を得る運用戦略へのプレミアム獲得

- 卓越した銘柄発掘力を持つ Kaihou社との連携
- エンゲージメントによる投資先の主体的な価値向上

保有資産規模及びストック収益の継続的拡大

バリュー投資事業を通じた企業価値の最大化に向けて、既存株主が保有する持分の希薄化及び株価への影響を配慮した上で、必要な資金を迅速かつ十分に調達出来る方法を検討し、決定いたしました。

ターゲット・イシュー・プログラム（第5～7回新株予約権、TIP） EVO FUND及びアストリスを対象に割当

新株予約権（非上場）の無償割当て（第8回新株予約権） 全株主（自社保有分を除く）を対象に割当



必要資金の確保

新株予約権（非上場）の無償割当ては、取得後譲渡先の確保や行使数量に不確実性があり、調達可能額も最大約130億円と資金需要約207.5億円に満たないため、TIPを併用することで必要資金の早期確保を企図



希薄化の影響への配慮

既存株主の皆様が保有する株式数に応じて第8回新株予約権が割り当てられるため、割り当てられた新株予約権の全てを行使した株主については、持分比率の希薄化は生じない



株価への影響を抑制

時価を上回る3段階の目標株価（1,200円～1,700円）を行使価額に据えることで、株価が当該目標株価を上回る局面でのみ行使がなされ、即時的な希薄化による株価への影響を抑制することが可能



平等な投資機会の提供

行使価額を発行決議時の時価よりも低く設定することで行使をしやすくし、既存株主の皆様には平等な投資機会と企業価値上昇の恩恵を幅広く享受いただける設計



希薄化の防止と資本政策の柔軟性の確保

当社の選択により新株予約権の行使停止指定や取得・消却によるキャンセルができ、希薄化の影響の抑制や柔軟な資本政策方針の変更が可能



迅速かつ低コストでの実施

上場型のライツ・オファリングと異なり、引受手数料等のコストや証券会社による審査・株主総会決議等の手続きを要しないため、実施までの長期化や過大な費用負担を回避

想定する資金需要 約207.5億円 = 新株予約権（非上場）の無償割当て 最大約130億円 + TIP 77.5億円

資金調達においては当社の期待する調達の即時性や調達の確実性、既存株主への影響の大きさなどの観点から様々な検討を実施いたしましたが、いずれも前頁に記載した本資金調達のメリットを上回るものではないと考えております。

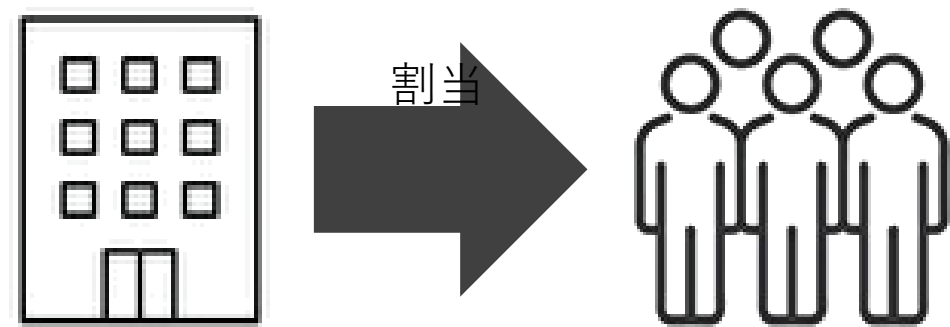
考えられた資金調達の手法	当社による検討結果
公募増資	公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能であるものの、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると、必要額の調達が困難と考えられたこと、また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、柔軟性・機動性という観点から相対的に今回採用した資金調達方法に劣る部分があることから、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。
募集株式の株主割当て	募集株式の株主割当ては、既存株主の保有割合に応じて割当てがなされるため、希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法です。しかしながら、株主に付与される株式の割当てを受ける権利は法律上譲渡が予定されていないと解されていることから、払込みに応じていただけない株主に割り当てられた分の資金調達を行うことができません。したがって、 調達可能な金額の目途を立てることが困難 であることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。
新株式の第三者割当増資	新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、 同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きい と考えられます。また、 現時点では適当な割当先が存在しません 。
包括的新株発行プログラム（“STEP”）	新株の発行を段階的に行うことにより資金を調達できるという意味では、本第三者割当と類似しておりますが、STEPにおいては、 価額決定日において当社に未公表の重要事実がある場合には決議ができないこと等の柔軟性に欠ける 点があります。一方で、本第三者割当は、基本的に割当予定先の裁量により新株予約権が行使されるため、当社に生じた重要事実が割当予定先に共有されない限り、資金調達に支障を生じることがありません。
行使価額が固定された転換社債（CB）	CBは、発行時点で必要額を確実に調達できるというメリットがありますが、 発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、当社の借入余力に悪影響を及ぼす可能性 があります。
MSCB	株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、 転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキムの方が株主への影響が少ない と考えております。
ライツ・オファリング	株主に無償で割当てた新株予約権を証券取引所に上場するいわゆるライツ・オファリングにおいては、コミットメント型及びノンコミットメント型があり、いずれも新株予約権が上場されることで、株主には無償割当てを受けた新株予約権を市場で売買できる機会があります。もっとも、コミットメント型ライツ・オファリングについては 国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、増資の合理性に係る評価手続きとして証券会社による増資の合理性に係る審査又は株主総会決議等による株主の意思確認の実施が必要とされ、実施までの期間が長期化するとともに、上記手続きに要する費用と負担が過大となる ことを踏まえ、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
借入・社債・劣後債による資金調達	借入、社債、又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、 財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性 があり、財務健全性や今後の借入余地と今回の資金使途とのバランスを勘案し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

第8回新株予約権（非上場）の無償割当てのスキームに関して

新株予約権の無償割当ては2026年12月31日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対して実施されます。行使を希望する場合、行使請求書の提出及び新株予約権行使価額のお振込等、当社の指定するプロセスに基づき手続きを行うようお願いいたします。※1

新株予約権の無償割当て

第8回新株予約権が、当社を除く全ての株主に対して、保有する当社普通株式1株につき1個(1株)の割合で無償割当てされます。



2026年12月31日における
当社の最終の株主名簿に
記載又は記録された
当社以外の株主※

※本新株予約権無償割当ての株主確定日である2026年12月31日から起算して3営業日前までに当社普通株式を株式市場で売却する等の方法により、第8回新株予約権の割当てを受けないことが可能です。

一般投資家が行使を希望する場合

権利行使することが出来る期間は2027年1月25日から2027年2月26日までとなっております。
この期間中に、当社の指定するプロセスに基づき手続きを行うようお願いいたします。

行使を希望しない場合

特に非行使に関する手続きはございません。
2027年2月26日までに行使されなかった第8回新株予約権は全て、取得条項によって当社に無償取得されます。なお、第8回新株予約権は非上場のため、東京証券取引所その他の金融商品取引所において上場されず、市場で売買することはできません。

筆頭株主の動向

筆頭株主であるKAIHOU SINGAPORE PTE. LTD. (保有比率20.7%)は、株主確定日前に保有する当社普通株式の全部をKaihou社に無償で貸し付ける予定であり、第2位株主であるKaihou社(保有比率9.5%)につきましては、割当てを受ける第8回新株予約権（KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD. からの無償貸借分に対して割当てられるものを含みます。）の一部を自ら行使した上で、残りについては第三者に無償で譲渡する意向を確認しております。譲渡先の詳細が分かり次第速やかに開示します。※2

当社による無償取得後

未行使の新株予約権を当社が取得した上でその全部又は一部を第三者へ譲渡し、その行使による資金調達を図ることを想定しております。なお、取得後譲渡先は現時点では決まっておりませんが、バリュー投資事業とのシナジーや企業価値向上に資すると考えられる事業会社等を中心に選定する予定です。※3

※1 詳細はQ&A資料 Q3-1をご確認ください。 ※2 詳細は無償割当てに関する開示資料 8. 筆頭株主等の動向及び主要株主の異動の見込みをご確認ください。

※3 取得後譲渡先への譲渡は、当社が取得条項に基づき取得した第8回新株予約権の数からEVO Fund及びアストリスが取得日において保有していた第8回新株予約権の数を控除した数を上限とします

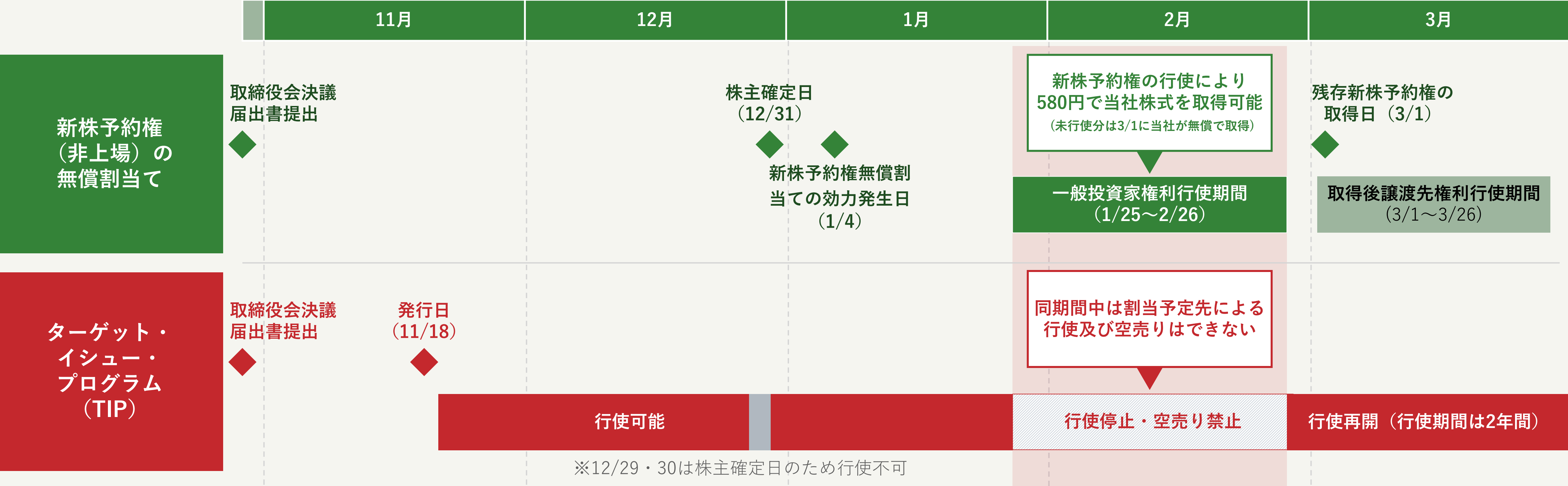
本スキームにおいて設定されている行使価額は将来の株価上昇を見込んだ行使価額の設定となっています。
また、行使価額の修正は行われず、ターゲット価格に固定されており、希薄化率が当初予定より増加することがないスキームとなっております。

株価推移及び第5回～第7回新株予約権の行使価額



上記株価推移は、2026年1月以降の当社の株価推移を示したものであり、当社の今後の株価推移を示し又は示唆するものではありません

第 8 回新株予約権無償割当てにおける既存株主の皆様の実行期間は2027年1月25日～2月26日であり、未行使分は期間終了後に当社が無償で取得いたします。TIPの割当予定先は一般投資家権利行使期間中は行使・空売りができず、TIPによる既存株主の皆様への影響は抑制されます。



TIPの行使価額は第 8 回新株予約権よりも高く設定
バリュート投資事業の成長性を鑑み、一株当たりの調達金額を最大化する観点からも検討し合理的に設計

複数の資金調達に関する提案を慎重に比較検討した結果、確かな投資実績と信頼性を有し、最善の取引条件を提示したEVO FUNDと、事業・IR・ファイナンス面でのシナジーが期待できるアストリスを割当予定先として選定いたしました。

EVO FUND

トランシェ1・2

会社名	EVO FUND	
所在地	ケイマン諸島	
代表者	マイケル・ラーチ／リチャード・チゾム	
概要	上場企業による新株予約権の第三者割当において国内トップの実績を有する投資ファンド。大きなスプレッドを要求しない迅速な行使方針で、メタプラネット社をはじめとする多くの上場企業の資金調達を支援	

アストリス

トランシェ3

会社名	アストリス・ファイナンシャル・アドバイザリー合同会社※1	
所在地	東京都中央区	
代表者	デイヴィッド・ジョージ・シャート／トーマス・リチャード・ウィルソン	
概要	上場会社等に対する財務戦略及び資本政策に関する助言及びコンサルティング業務／上場会社等に対するM&A、組織再編及び企業価値向上に関するアドバイザリー業務／前各号に附帯又は関連する一切の業務	

選定理由

- 1

迅速な資金調達

強制行使条項により、低スプレッドでの迅速な行使と早期の資金調達を企図
- 2

株価への影響に配慮した行使

行使停止指定・取得条項の存在により即時の希薄化を抑制可能
- 3

取引状況の透明性

スワップ等を用いない保有及び取引記録の共有により、当社が行使・売却の状況を常に把握することが可能

選定理由

- 1

当社のIR機能の強化※2

アストリス・アドバイザリー・ジャパン株式会社の提供するリサーチレポートのサービスや、保有する海外投資家との幅広いネットワーク、IR戦略についての包括的なアドバイスを受けることにより期待される、IR機能の飛躍的な強化
- 2

バリュー投資事業における協業及びシナジー※2

アストリス・アドバイザリー・ジャパン株式会社の保有するノウハウを活用し、当社バリュー投資事業において、取得意向を持つ株式の売り手を同社が探索することで、市場内での取得のみならず、相対取引による株式取得の機会を創出可能

※1 アストリス・アドバイザリー・ジャパン株式会社の意向で、同社が第三者割当増資の引受けを行うために新設する100%出資のアストリスを割当予定先に選定

※2 アストリス・アドバイザリー・ジャパン株式会社との事業シナジーや企業価値向上を見込む

© 2026 EARTH Group Co.,Ltd.

2030年3月期における時価投資残高として4,200億円、インカム収益120億円、1株あたりルックスルー純資産2,700円を目標として事業を推進

戦略的なファイナンスを通じて継続的に投資残高を拡大



2030年3月期 時価投資残高

4,200億円

年間のインカム収益

120億円

1株あたりルックスルー純資産

2,700円

現在

※ グラフは成長イメージです。

第8回新株予約権の無償割当てに関して、信用取引及び貸株の実施状況によっては強制決済や無償割当てを受けられないリスクがございますので、ご確認いただけますようお願いいたします。

信用取引に関する注意事項

信用取引で買い建てている普通株式につきましては、買い建てを行った株主様の個人名と異なる名前が名義となることから、新株予約権の無償割当てを受けることは出来ません。

また、過去の株主無償割当ての事例においては、**一般信用取引による建玉は、権利付最終日に証券会社による強制決済となった事例**がございます。

本資金調達に関連する、信用取引に係る各種取扱いの詳細については、**各お取引先証券会社へお問合せをお願いいたします。**

貸株等に関する注意事項

現物株式につきましては、新株予約権の無償割当てを受けることが可能となっております。

しかしながら、**証券会社によっては、保有されている現物株式が貸株に自動で充当されているケースがあり、その場合は株主名義が証券会社に移っている状態となっているため、新株予約権の無償割当てを受けることが出来なくなってしまう**ます。

現物株式をお持ちであり、新株予約権の無償割当てをご希望される場合、各お取引先証券会社にて当社株式がどのような扱いとなっているかについてご確認をお願いいたします。

いずれも無償割当てを受けられなくなってしまうケースとなります。ご確認の程何卒よろしくお願い致します。

Q 本新株予約権が株価に与える影響をどのように考えているか？

A 新株予約権は行使を通じて発行済株式総数が増加するため、1株当たり利益等の希薄化が生じます。また、新株予約権が行使され市場内で売却された場合、株式需給の悪化に繋がる恐れがあります。しかし、本資金調達については全額が当社の成長のためのバリュート投資事業に充当される予定であり、発行済株式総数の増加による希薄化を上回る株式価値向上を実現出来るものと考えております。また、一時的に需給が悪化することにより短期的な株価動向に影響がある可能性も想定されますが、長期的な観点では、株価は企業価値に沿った推移となると考えております。

さらに、本新株予約権は行使価額を現在の株価よりも高い水準に設定しており、株価が上昇しない限りは行使・希薄化は発生いたしません。また、MSワラント(行使価額修正条項付新株予約権)と異なり、固定型ワラント(行使価額固定型の新株予約権)となっておりますので、行使価格が下方に修正されることによる株価下落の圧力は生じません。加えて、行使価額を段階的に引き上げる形で、3つのトランシェ(区分)を設定しており、株式が一時的に過剰に供給されることを抑制しております。このように、本新株予約権は、株価への悪影響が懸念される点を極力排除するよう設計しております。

Q 本新株予約権は複雑な設計となっているが、資金調達に伴うコストなどは通常の新株予約権による調達より大きくなっていないのか？

A 新株予約権の実質的なコストは、行使時の株価(時価)に対する行使価額のディスカウント率と考えられます。一般的なMSワラントでは行使価額が前日終値から8～10%程度ディスカウントした水準に修正され、固定型ワラントでも、株価が行使価額を10～15%程度上回った局面で行使されることが多いと認識しています。これに対し、第5～6回新株予約権には、株価が行使価額を1%以上上回った場合に一定の条件で行使を強制する条項を付しております。これにより、一般的なワラントや公募増資の手数料水準を下回るコストでの資金調達になると考えております。

Q 本新株予約権は株価が上がらなければ資金調達できないのではないのか？

A ご指摘の通り、本新株予約権は株価上昇を前提とした資金調達手法です。そのため、本新株予約権による資金調達が当社の将来的な企業価値に大きく貢献することを、バリュート投資事業の実際の進捗に加えて、IR活動を通じて株式市場にお示しする必要があると考えており、積極的に取り組んでまいります。

Q 割当予定先への貸株は、空売りによる株価下落につながらないか？

A ターゲット・イシュー・プログラムの行使価額は複数段階の目標株価に固定され、割当予定先にとって株価を下げるメリットはありません。空売りは、新株予約権を行使することを目的としたヘッジ等に活用される想定です。また、割当予定先は第8回新株予約権の一般投資家権利行使期間中は空売りを行いません。さらに、スワップ等を用いない保有及び取引記録の共有により、当社が行使及び市場売却の状況を把握できるよう透明性を確保しています。

Q 株価低迷などで資金調達が想定通りに進まない場合はどうするのか？

A 本新株予約権について、株価低迷等により行使が進まなかった場合は想定通りの資金調達が出来ない可能性があります。一方、本資金調達の多くは本新株予約権無償割当てを通じて実施するため、株主様の行使により資金調達が可能です。なお、当社としては、本新株予約権無償割当てによる行使比率は70～80％程度を見込んでおります。詳しくは、2026年10月30日付「新株予約権（非上場）の無償割当てに関するお知らせ」をご覧ください。結果として、バリュート投資事業開始時に本第三者割当による調達が進んでいない場合でも、本新株予約権無償割当てによる資金調達により、事業進捗をお示しすることが可能だと考えております。

Q 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てとライツ・オファリングとはどう異なるのか？

A 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てとライツ・オファリングの大きな違いは、割り当てられた新株予約権が東京証券取引所その他の金融商品取引所において上場されるかどうかです。

ライツ・オファリングと異なり、この度の株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てにより割り当てられる新株予約権は東京証券取引所その他の金融商品取引所には上場されません。また、第8回新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要します。

株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てでは、割り当てられた新株予約権の売却の機会が実質的に限られるため、新株予約権が割り当てられた株主は、原則として、それを行行使するか、行使せずに当社に無償で取得されるかのいずれかを選択いただくことになります。

Q ライツ・オフリングではなく新株予約権（非上場）無償割当てを採用した理由は？

A コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングについては、増資の合理性に係る評価手続きとして証券会社による増資の合理性に係る審査又は株主総会決議等による株主の意思確認の実施が必要とされ、実施までの期間が長期化するとともに、上記手続きに要する費用と負担が過大となることを踏まえ、現時点における資金調達方法として必ずしもライツ・オフリングである必要はないと判断し、無償割当てによる第8回新株予約権の金融商品取引所への上場は行わないことといたしました。

一方、第8回新株予約権の株主様への無償割当ては、既存株主に対する希薄化の影響に配慮しつつ資金調達を行い、財務基盤を安定させることとなる方法であること、株主様に平等な投資機会を享受いただき、その結果として当社の企業価値の向上に資し得る、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられる手段として選択しました。また、第8回新株予約権の行使価額を発行決議時の時価よりも低く設定することにより既存株主による第8回新株予約権の行使をよりしやすくし、既存株主様が企業価値上昇の恩恵を幅広く享受できる機会を設ける設計としております。

加えて、既存株主様が第8回新株予約権の行使を選択されない場合、新株予約権の行使期間の経過により、第8回新株予約権は消滅し、その分の資金調達を実現することはできなくなるところ、本新株予約権無償割当てにおいては、このような既存株主による未行使分についても、当社が資金調達を実現するための手法として、一般投資家権利行使期間の経過後に、その時点で未行使である第8回新株予約権を当社が無償取得したうえで、当該新株予約権をバリュー投資事業とのシナジーや企業価値向上に資すると考えられる事業会社等を中心に当社が選定した投資家（取得後譲渡先）に譲渡し、当該取得後譲渡先が取得後譲渡先権利行使期間において第8回新株予約権を行使することを想定しております。当該取得後譲渡先に未行使の第8回新株予約権を行使していただくことにより、調達金額の最大化を目指します。

Q Kaihou社は第8回新株予約権を行使するのか？取得した株式の保有方針はどうか？

A Kaihou社は、所有権を有する当社普通株式に対して第8回新株予約権の割当を受ける予定ですが、全量行使のための資金が不足するため、そのうち一部を自ら行使した上でその残りについては第三者に無償で譲渡する意向を確認しております。当社は、大株主であるKaihou社に割り当てられる新株予約権の行使可能性を高めることは、第8回新株予約権の行使比率を高めることに資すると考えておりますので、Kaihou社による第8回新株予約権の第三者への譲渡については、譲渡先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び保有方針の確認を行ったうえで、原則として当社取締役会において承認する予定です。Kaihou社による第8回新株予約権の譲渡先については、詳細が判明次第、開示する予定です。

Q バリュート投資事業における中長期的な目標はあるか？

A 当社は、バリュート投資事業について、中長期的に投資資産の規模を拡大するとともに、保有有価証券から得られる配当等のインカム収益及び投資先企業の価値向上による投資成果を積み重ねることで、企業価値の継続的な拡大を目指しております。こうした方針のもと、中長期的な成長計画では、2030年3月期における時価投資残高4,200億円、年間インカム収益120億円及び1株あたりルックスルー純資産2,700円を目標としております。なお、インカム収益とは、継続的に計上されるストック売上高に相当するものであり、1株あたりルックスルー純資産とは、当社が実質的に保有している純資産を示す指標として、投資先の純資産と当社が保有する持分比率を掛け合わせて算出されます。これらを目標とし、希薄化考慮後の当社の1株当たりの価値の継続的な拡大を目指してまいります。

ただし、これらは今後の資金調達の実施状況、投資先企業の業績及び株式市場の動向等を前提とした中長期的な目標であり、その達成を保証するものではありません。

Q 本資金調達により調達する資金の規模はどのように決定したのか？

A バリュー投資事業においては、個別の投資機会が生じた都度、その取得資金を調達する方法も考えられます。しかしながら、上場有価証券への投資においては、市場環境や個別企業の株価等により投資機会が変動するため、適切な時期に機動的な投資を実行できる資金余力をあらかじめ確保しておくことが重要であると考えております。

投資資金の規模については、国内上場企業のうちPBR 1 倍未満の企業が多数存在していることに加え、当社が重視する収益力、財務健全性、資本効率及び企業価値向上余地等を踏まえ、本資金調達により計画している資金調達総額の約207.5億円を優に上回る潜在的な投資機会が存在すると認識しております。

事業計画上からは、1 銘柄当たり最大で100億円超、投資件数で50銘柄を超える銘柄選定も可能であることなどから、資金調達総額である約207.5億円を超えるより大規模な調達を行うこともできると判断しております。なお、当社としては、本資金調達による調達額を最大化することが、本投資事業の成長可能性を高め、ひいては企業価値の向上に資するものと考えております。

一方、企業価値の最大化のために、より大規模な資金調達も検討したものの、既存株主への希薄化の影響や、本投資事業における運用実績が十分に蓄積されていない段階での調達であること等を慎重に検討しました。具体的には、本第三者割当においては、当社発行済株式総数に対する希薄化率を25%未満に抑制しました。さらに、第8回新株予約権の行使価額を発行決議時の時価よりも低く設定することにより既存株主による第8回新株予約権の行使をよりしやすくし、既存株主様が企業価値上昇の恩恵を幅広く享受できる機会を設ける設計としました。

このように、事業計画上や実務上においても、より大規模な資金調達を計画することが可能ではあるものの、希薄化の影響などを総合的に勘案し、現時点では150億円から200億円程度の調達額にとどめておくことが合理的と判断いたしました。

Q どのような企業に投資するのか？投資判断のガバナンスはどうなっているのか？

A バリュー投資事業は、短期的な株価変動による売買益の獲得を主たる目的とするものではなく、企業が有する本源的な価値と市場評価との乖離に着目し、中長期的な視点から投資を行うとともに、必要に応じて投資先企業との対話等を通じた企業価値向上への関与を図ることで、投資収益の獲得を目指すものです。

投資対象の選定にあたっては、特定の業種又は事業領域に限定するものではなく、投資対象企業の事業内容、財務状況、収益力、資本効率、保有資産、キャッシュ・フロー、事業の継続性及び成長可能性等を総合的に分析し、市場における評価と当該企業が本来的に有する価値との間に乖離があり、中長期的な企業価値の向上余地があると当社が判断する企業を中心に投資を行う方針です。

具体的には、PBR等の市場評価指標のみをもって投資判断を行うものではなく、ROEその他の資本効率、財務健全性、企業価値評価、株主還元の状況等を定量的に分析するとともに、対象企業の市場における競争力、ビジネスモデル、事業環境、中長期的な収益性及びキャッシュ・フロー創出力、資本効率の改善余地等を定性的に検討した上で、投資判断を行います。

なお、投資先候補選定にあたっては、Kaihou社より上場株式市場に関する助言を受け、当社投資委員会にて具体的な投資銘柄及び投資金額を最終決定いたします。決定した投資内容に基づき、新設されるバリュー投資事業部が執行を担いますが、その際も投資効率の最大化を図るため、同社からの継続的な助言活用を検討しております。Kaihou社からの助言につきましては、2026年10月30日付「株式会社Kaihouとの投資顧問契約締結のお知らせ」をご参照ください。

本資金調達に関するQ&Aについては同日開示の「株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てに関するご説明（Q & A）」もご参照ください。
また、バリュー投資事業についてのご説明については同日開示の「バリュー投資事業の開始に関するお知らせ」もご参照ください。

本資料取り扱い上のご注意

【免責事項】

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は当社が2026年10月30日現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、当社としてその実現を約束する趣旨のものではありません。
実際の業績等は様々な要因により大きく異なる場合があります。